

# 福岡県公報

平成23年  
10月21日  
第3318号

## 目次

### 告示(第1721号-第1746号)

- 土地改良区の清算人の退任 (農村整備課) ..... 1
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 4
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村整備課) ..... 4
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) ..... 5
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) ..... 5
- 生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止 (保護・援護課) ..... 6
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 6
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 7
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 7
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 7

- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 8
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 8
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 9
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 9
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) ..... 9

## 公 告

- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) .....10
- 一般競争入札の実施 (新産業・技術振興課) .....11
- 平成23年度福岡県文化賞被表彰者 (県民文化スポーツ課) .....14
- 地域森林計画の案の縦覧 (森林保全課) .....14
- 地域森林計画の変更計画案の縦覧 (森林保全課) .....14

## 告 示

### 福岡県告示第1721号

解散した清算法人福岡市麦野土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

氏 名	住 所
城 戸 肇	福岡市博多区麦野5丁目8番20号
米 倉 薫	〃 〃 〃 5丁目11番23号
藤 勝 剛	〃 〃 〃 6丁目24番14号
藤 善 行	〃 〃 南八幡町2丁目7番7号
中牟田 重 隆	〃 〃 板付7丁目9番22号

### 福岡県告示第1722号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小 川 洋

	売りさばき人 証 番 号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	136	北九州市小倉北区大手町3番9号 一般社団法人北九州市防災協会	北九州市小倉北区大手町3番9号 北九州市消防局庁舎内	平成23年 7月7日
旧		北九州市小倉北区大手町3番9号 北九州市防災協会 会長 坂本雅紀		

**福岡県告示第1723号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方 県 道	直 方 水 巻 線		前	直方市大字下境4233・4234合併4先から 直方市大字下境1960番2先まで	8.0 ～ 30.0	391.0
			前	直方市大字下境4182番11先から 直方市大字下境1960番2先まで	15.0 ～ 30.5	438.0
			後	直方市大字下境4182番11先から 直方市大字下境1960番2先まで	15.0 ～ 30.5	438.0

**福岡県告示第1724号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年10月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方 水 巻 線		直方市大字下境4182番11先から 直方市大字下境1916番9先まで

**福岡県告示第1725号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡 県 道	山 田 新 宮 線		前	糟屋郡新宮町大字原上133番5先から 糟屋郡新宮町大字原上322番1先まで	8.6 ～ 18.4	795.0
			後	糟屋郡新宮町大字原上133番5先から 糟屋郡新宮町大字原上322番1先まで	11.0 ～ 27.0	795.0

**福岡県告示第1726号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	山家 西小田線	前	朝倉郡筑前町砥上704番先から 朝倉郡筑前町砥上583番先まで	3.7 ～ 18.1	177.0
			後	朝倉郡筑前町砥上704番先から 朝倉郡筑前町砥上583番先まで	13.4 ～ 26.8	175.0

#### 福岡県告示第1727号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	筑紫野 三輪線	前	朝倉郡筑前町砥上1385番1先 から 朝倉郡筑前町砥上809番先まで	6.8 ～ 16.0	256.0
			後	朝倉郡筑前町砥上1385番1先 から 朝倉郡筑前町砥上809番先まで	6.8 ～ 16.0	256.0
			後	朝倉郡筑前町砥上1385番1先 から 朝倉郡筑前町砥上809番先まで	7.9 ～ 45.0	270.0

#### 福岡県告示第1728号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年10月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	荒木 停車場線	久留米市荒木町荒木2054番1先から 久留米市荒木町荒木6102番先まで

#### 福岡県告示第1729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年10月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	浮羽 草野線 久留米	久留米市山本町耳納82番1先から 久留米市山本町耳納69番3先まで

#### 福岡県告示第1730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福 岡	県 道	福 岡 志 前 摩 原 線	前	糸島市志摩櫻井5124番先から 糸島市志摩櫻井5106番4先まで	9.6 ～ 11.2	12.0
			後	糸島市志摩櫻井5124番先から 糸島市志摩櫻井5106番4先まで	10.6 ～ 11.7	12.0

## 福岡県告示第1731号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年10月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡	福 岡 志 前 摩 原 線	糸島市志摩櫻井5124番先から 糸島市志摩櫻井5106番4先まで

## 福岡県告示第1732号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝 倉	一般 国道	386号	前	朝倉郡筑前町篠隈159番1先から 朝倉郡筑前町篠隈183番1先まで	10.8 ～ 12.9	28.8
			後	朝倉郡筑前町篠隈159番1先から 朝倉郡筑前町篠隈183番1先まで	10.8 ～ 15.4	28.8

## 福岡県告示第1733号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年10月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	386号	朝倉郡筑前町篠隈159番1先から 朝倉郡筑前町篠隈183番1先まで

## 福岡県告示第1734号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（合河西部地区）	平成20年3月31日
農業用排水施設整備事業（合河西部地区）	平成19年3月20日

## 福岡県告示第1735号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
粕介323	平田ペインクリニック	糟屋郡粕屋町大字長者原380-1	21・8・6	居管
大介歯200	平山歯科医院	大牟田市日出町1丁目4-8	23・9・1	居管・予居管
大介歯201	山下歯科医院	大牟田市大字田隈925	23・9・1	居管・予居管
京介歯97	松延歯科医院	京都郡苅田町与原3丁目8-9	23・8・11	居管・予居管
大野介薬50	あおぞら薬局	大野城市下大利1丁目13-8（下大利駅前ビル1F）	23・9・1	居管・予居管
筑紫介薬78	むらさき薬局	筑紫野市紫2丁目1-4	23・10・1	居管・予居管
大居205	きぼうヘルパーステーション	大牟田市上官町3丁目12-1	23・10・1	訪介・予訪介
大居206	ヘルパーステーションあいわ	大牟田市本町5丁目3-9	23・10・3	訪介・予訪介
飯居283	訪問介護事業所太陽	飯塚市中490-10	23・10・1	訪介・予訪介
田居166	そよかぜ福祉サービス	田川市番田町3-7	23・9・1	福用・福販・予福用・予福販
像支34	ケアプランセンターよりあいの家	宗像市武丸917-1	23・8・1	居支
宰支21	ケアプランサービス五条	太宰府市五条2丁目15-15	23・10・1	居支

宰居55	ふれあい福祉用具サービスセンター	太宰府市向佐野4丁目16-1	23・10・1	福用・予福用
糸島地居57	訪問介護ステーション神楽の守	糸島市志摩井田原59-10	23・9・1	訪介・予訪介
古居49	地域密着型介護老人福祉施設清滝の郷	古賀市薦野1413-6	23・4・1	短生
古居50	メディックスジャパン	古賀市青柳町361-1	23・9・1	福用・福販・予福用・予福販
宗遠居16	デイサービスひまわり館	遠賀郡芦屋町中ノ浜8-18	23・6・1	通介・予通介
宗遠支3	ケアプランセンター花凜	遠賀郡水巻町頃末北2丁目14-13	23・10・1	居支
嘉鞍居3	ひかりデイサービスセンター	鞍手郡鞍手町大字木月1211-8	23・9・1	予通介
田居165	グループホーム愛ほむ	田川市大字夏吉334-15	23・10・1	認共・予認共
朝倉居51	ほがらかプラスデイサービスアルファ俊聖	朝倉市甘木1175-20	23・9・1	認通・予認通
朝倉居41	ほがらかデイサービスアルファ俊聖	朝倉市甘木1175-20	21・4・1	認通・予認通

## 福岡県告示第1736号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田地介155	医療法人養生会宮城内科胃腸科医院	田川郡添田町大字添田1013-1	田川郡添田町大字添田1012-1	23・9・1

大居148	デイサービスよってかんね	大牟田市明治町2丁目61-162 大東コーポレーション1F	大牟田市三川町3丁目3-1	23・9・1
行居76	訪問介護ひびき	行橋市西宮市2丁目16-14 (ウエストステーション101)	行橋市大字延永224-1	23・6・1
遠支15	ヘルパーステーションひまわり	遠賀郡芦屋町高浜町2-3-1F	遠賀郡芦屋町中ノ浜8-18	23・4・26
朝倉居41	ほがらかデイサービスアルファ俊聖	朝倉市甘木199-1	朝倉市甘木1175-20	21・4・1

## 福岡県告示第1737号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

## 1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
大支25	中友診療所	大牟田市西浜田町15-3	23・9・30
大支32	おおむた訪問看護ステーション	大牟田市笹林町2丁目6-3	23・9・30

## 2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕介80	平田医院	糟屋郡粕屋町大字長者原260-8	21・8・5
大介歯36	山下歯科医院	大牟田市大字田隈925	23・8・31
大介歯129	平山歯科医院	大牟田市日出町1丁目4-8	23・8・31
京介歯34	松延歯科医院	京都郡苅田町大字下新津265	23・8・10

粕介薬121	美咲薬局	糟屋郡新宮町美咲2丁目8-5プラザ井上201号	23・9・30
田介薬64	春日町薬局	田川市春日町2-29	23・9・30
京居76	そよかぜ福祉サービス	京都郡みやこ町勝山松田1203-3	23・8・31

## 福岡県告示第1738号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

## 1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字打ヶ瀬山1481の5、字峠1536、字赤土原1539、字柳原1540、字合戸山1543、字前田1544、字森ノ上1545、1546、字上ノ谷1547、字小藪1860、1861、1868、1869、1891、字森1862の2、字管ノ迫山1863、1893の2、字管ノ迫1864、1888、字鶴ノ木1865の1、1865の3、1867の1、字雨堤1866、字小藪口1885、字梨ノ木本1889、字中ノ迫1892、字山田1900、字山口1901、字老ヶ山2057の1、2060、字山口ノ平2067の1、字後川2069、2070、2075の1、2075の2、字大久保2512の1、字了光寺2750の1、2750の2、字合瀬山2752の3、2752の4（次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字合瀬山2752の3・2752の4・字了光寺2750の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1739号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

##### 1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字管ノ追山1893の1、字溝ノ上1899の2、字後川2068の2、字上ノ段2086、字家ノ上2087、字山口2093の1、大字英彦山字大尾1917、字玉屋1921の1、1922から1925まで、1942、1943、1946、字浦ノ山1948、字町浦1960、字滑1961の1から1961の3まで

##### 2 指定の目的

水源のかん養

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1740号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

##### 1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市仁保字長谷4の1、5の1（次の図に示す部分に限る。）

##### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

##### 3 指定施業要件

###### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長谷4の1・5の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1741号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

##### 1 保安林予定森林の所在場所

八女市矢部村北矢部字ワタウチ10223の1、10291の1、矢部村矢部字倉ノ迫2865、2866

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ワタウチ10223の1・10291の1・字倉ノ迫2866（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1742号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市高倉字大山3の23、3の92、3の22・3の91（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大山3の22・3の23・3の91・3の92（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1743号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡上毛町大字西友枝377、384

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

377・384（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。



エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第1744号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木赤谷字犬岳1612の4、1617の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第1745号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市黒川字大久保6122の1、6122の12、6122の15、6123の1、6138の1、字呑吉6289の2、佐田字一ノ瀬5456の1、5457、5458、5481、5482、5484、5486の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**福岡県告示第1746号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

筑紫野市大字香園94、95、388の20、123の5・123の7・388の21（以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

94・95・123の5・123の7・388の20・388の21（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成23年10月21日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

X線回折装置一式の賃貸借

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量

に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

## (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する

登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成23年11月11日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

X線回折装置一式の賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成24年3月1日から平成29年2月28日までの間

(4) 納入場所

福岡県筑紫野市上古賀3丁目2-1

福岡県工業技術センター化学繊維研究所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵便料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成23年12月1日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種品目が「リース・レンタル」で登録されているものであって「AA」の等級に格付けされているもの

(2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入しようとする物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県工業技術センター化学繊維研究所

〒818-8540 福岡県筑紫野市上古賀3丁目2-1

電話番号 092-925-7721

6 契約事項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成23年10月21日（金）から同年11月29日（火）までの県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成23年12月1日（木）午後5時15分

(2) 提出場所

## (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

## 10 開札の場所及び日時

## (1) 場所

〒818-8540 福岡県筑紫野市上古賀3丁目2-1  
福岡県工業技術センター3階研修室

## (2) 日時

平成23年12月2日（金）午前10時00分

## 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保健金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二つ以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請が

あった場合は、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結に当たっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Article and Quantity  
Lease contract for X-ray Diffractometer
- (2) Time limit of Tender  
5:15 PM on December 1, 2011
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Fukuoka Industrial Technology Center Chemical & Textile Industry  
Address : 3-2-1 Kamikoga, Chikushino City, Fukuoka, 818-8540, Japan  
Telephone : 092-925-7721

## 公告

福岡県文化賞表彰規程（平成5年8月福岡県告示第1254号の2）第4条の規定に基づき、平成23年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同告示第5条第2項の規定により公表する。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

部 門	被 表 彰 者
創 造 部 門	作家 平野啓一郎
社 会 部 門	日本文学研究者 前田淑
奨 励 部 門	映像ディレクター 江口カン

## 公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 森林計画区の名称  
遠賀川森林計画区（北九州市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、嘉麻市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡及び築上郡の各一円）
- 2 縦覧場所  
福岡県農林水産部森林保全課、福岡県八幡農林事務所、福岡県飯塚農林事務所及び福岡県行橋農林事務所並びに北九州市役所、直方市役所、飯塚市役所、田川市役所、行橋市役所、豊前市役所、中間市役所、宮若市役所、嘉麻市役所、芦屋町役場、水巻町役場、岡垣町役場、遠賀町役場、小竹町役場、鞍手町役場、桂川町役場、香春町役場、添田町役場、糸田町役場、川崎町役場、大任町役場、赤村役場、福智町役場、荇田町役場、みやこ町役場、上毛町役場及び築上町役場
- 3 縦覧期間  
平成23年10月21日から同年11月21日まで

## 公告

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、福岡県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成23年10月21日

福岡県知事 小川 洋

- 1 森林計画区の名称

(1) 筑後・矢部川森林計画区（大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡及び八女郡の各一円）

(2) 福岡森林計画区（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、筑紫郡及び糟屋郡の各一円）

## 2 縦覧場所

(1) 筑後・矢部川地域森林計画の変更計画

福岡県農林水産部森林保全課、福岡県朝倉農林事務所及び福岡県筑後農林事務所並びに大牟田市役所、久留米市役所、八女市役所、小郡市役所、うきは市役所、朝倉市役所、みやま市役所、筑前町役場、東峰村役場及び広川町役場

(2) 福岡地域森林計画の変更計画

福岡県農林水産部森林保全課及び福岡県福岡農林事務所並びに福岡市役所、筑紫野市役所、春日市役所、大野城市役所、宗像市役所、太宰府市役所、古賀市役所、福津市役所、糸島市役所、那珂川町役場、宇美町役場、篠栗町役場、志免町役場、須恵町役場、新宮町役場、久山町役場及び粕屋町役場

## 3 縦覧期間

平成23年10月21日から同年11月21日まで